

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月26日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【電話番号】	03-3593-9023
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型） アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 各1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）
アムンディ・英国債ファンド（年２回決算型）

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」「アムンディ・英国債ファンド（年２回決算型）」を、それぞれ「毎月決算型」、「年２回決算型」と略す場合があります。
また２本のファンドを総称して「アムンディ・英国債ファンド」または「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

愛称として「ユニオンジャック」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

[※]基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については、後記「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

本書作成日現在の料率上限は2.2%（税抜2.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2021年7月27日から2022年1月25日まで

ただし、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合は、お申込みの受付はできません。

なお、申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先にご照会ください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額[※]を当該販売会社において支払うものとします。継続募集にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**① 申込の方法**

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 03-3593-5911
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】****① ファンドの目的**

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

② ファンドの特色

1. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として英ポンド建の英国国債等（国債、地方債、政府保証債、政府機関債）、英国物価連動国債、国際機関債に投資します。

- 英ポンド建債券に直接投資することがあります。

2. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3. 毎月決算型と年2回決算型があります。

- 毎月決算型は、毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、
年2回決算型は、毎決算時（原則として毎年4月および10月の各25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表 ＜毎月決算型／年2回決算型共通＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型		資産複合
	内外	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表 ＜毎月決算型＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		なし
その他資産※ (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	
	日々	中近東（中東）		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

属性区分表 ＜年2回決算型＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		なし
その他資産※ (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	
	日々	中近東（中東）		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（債券 公債））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に公債（日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む））を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 公債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。
商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2014年7月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式^{※1}で運用を行います。

(イメージ図)

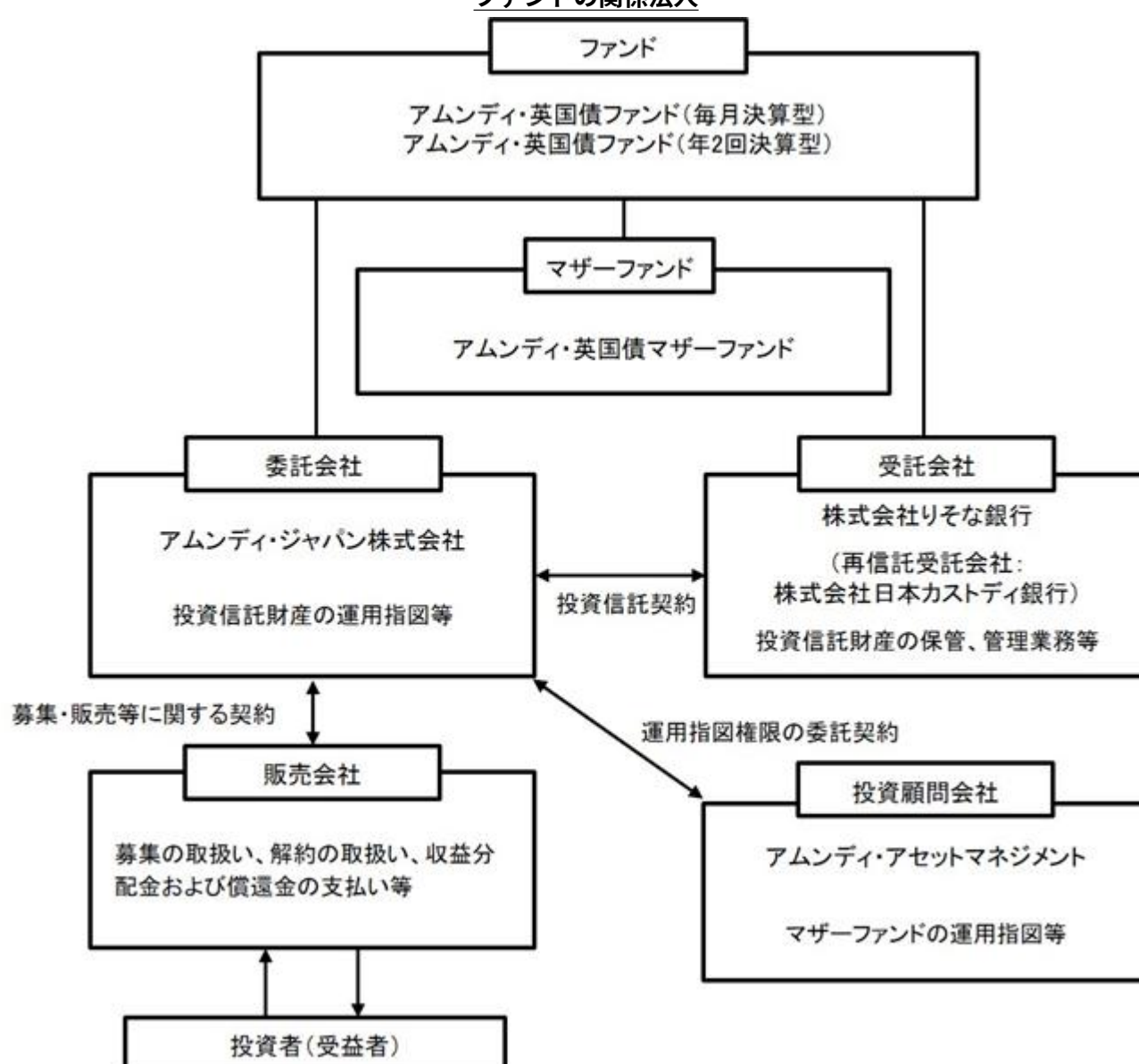


※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディ・アセットマネジメントに委託します。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



※1 投資信託契約
委託会社と受託会社との間において「投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、換金の取扱等を規定しています。

※3 運用指図の権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投資顧問会社ヘマザーファンドの運用指図の権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資態度

- (イ) アムンディ・英国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として英ポンド建ての英国国債等（国債、地方債、政府保証債、政府機関債）、英国物価連動国債、国際機関債に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざします。このほか、英ポンド建て債券に直接投資することがあります。
- (ロ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (二) 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である「アムンディ・英国債マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．転換社債の転換、新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得する株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から11．の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券、12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《マザーファンド概要》

アムンディ・英国債マザーファンド

1. 運用の基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

英ポンド建て債券を主要投資対象とします。

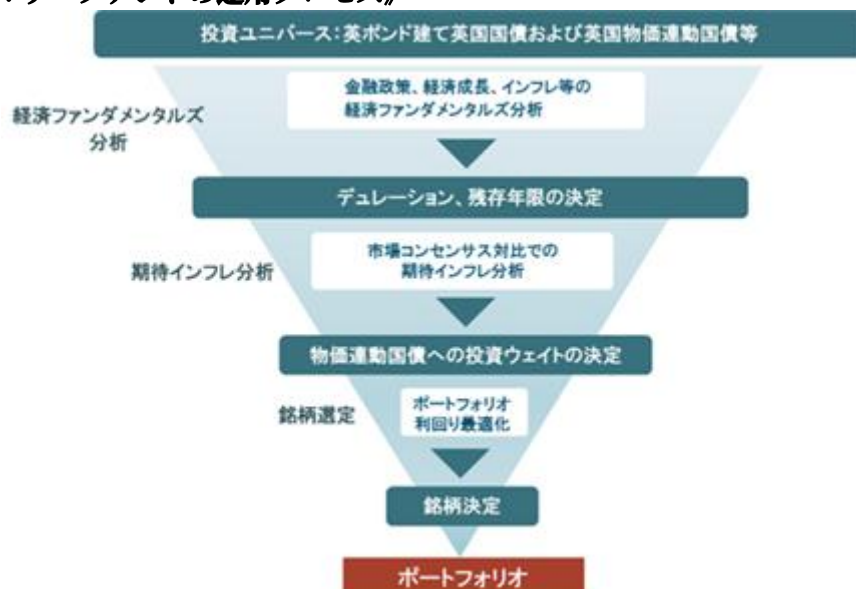
(2) 投資態度

- ①主として英ポンド建ての英国国債等（国債、地方債、政府保証債、政府機関債）、英国物価連動国債、国際機関債に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざします。
- ②組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③運用にあたっては、アムンディ・アセットマネジメントに運用の指図に関する権限を委託します。
- ④資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 主な投資制限

- ①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、その投資割合は投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

《マザーファンドの運用プロセス》



＊運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）【運用体制】

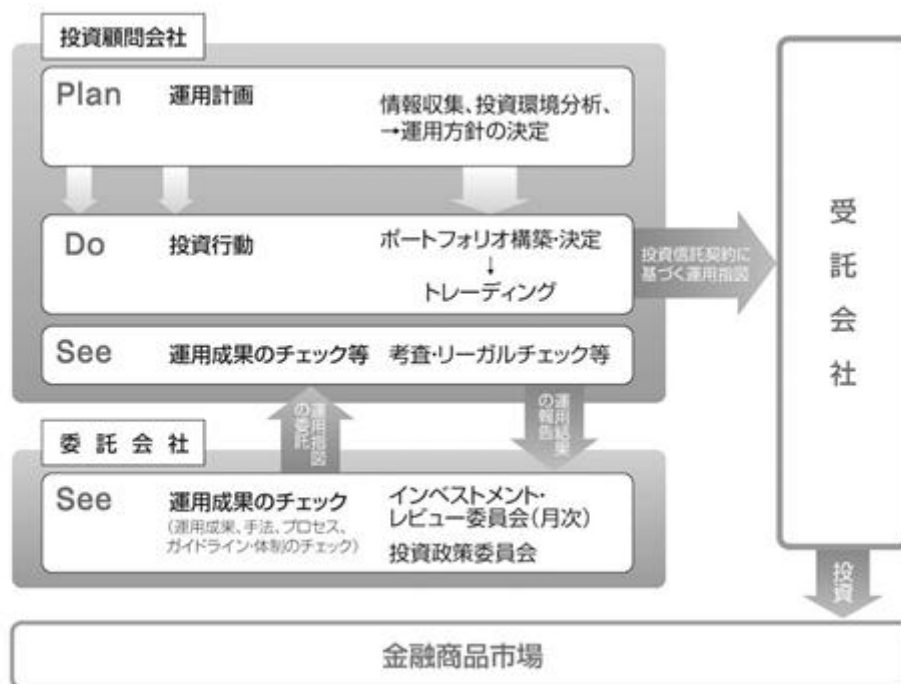
①投資戦略の決定および運用の実行

アムンディ・アセットマネジメントをマザーファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

②運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊ 委託会社の運用成果のチェック・・委託会社のインベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

＜毎月決算型＞

毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜年2回決算型＞

毎決算時（原則として毎年4月および10月の各25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

〔収益分配金に関する留意事項〕

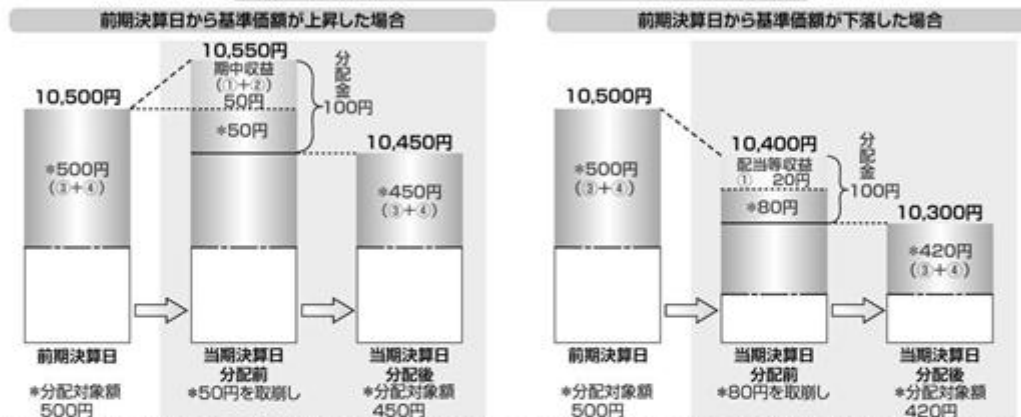
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

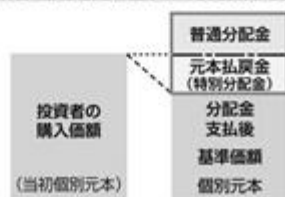


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいなかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

② 収益の分配＜毎月決算型／年2回決算型共通＞

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払＜毎月決算型／年2回決算型共通＞

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

- ① 原則として、株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドは主として債券を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。一般的に、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。また、物価連動国債の価格は、物価の下落および将来の物価変動に対する市場予想の変動等により下落するリスクがあります。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

- ・ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下

落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・外貨建資産は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

③ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治、経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① 各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

③ 分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ファンドは、毎決算時に、原則として収益配分方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

④ 規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

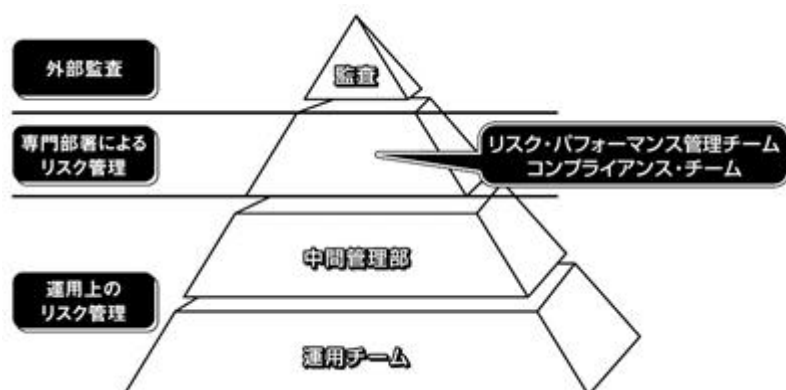
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

（ご参考）

マザーファンドの投資顧問会社であるアムンディ・アセットマネジメントのリスク管理体制は下記の通りです。

アムンディ・アセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディ・アセットマネジメントの母体）およびアムンディ・アセットマネジメントの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

毎月決算型



年2回決算型



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2016年5月から2021年4月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

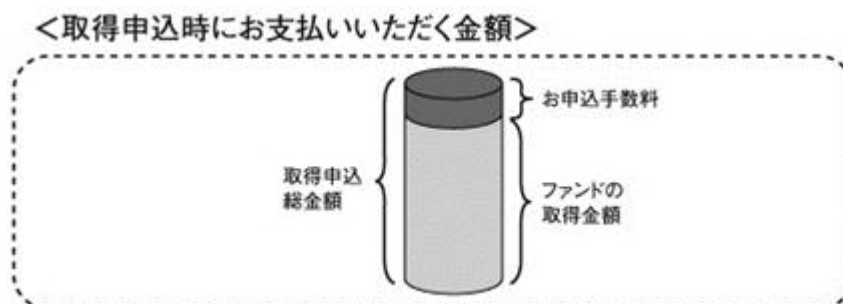
4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.2%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。



（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.60%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.60%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（特定資産の価格等の調査に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎特定期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
 - ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ◆その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

*公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

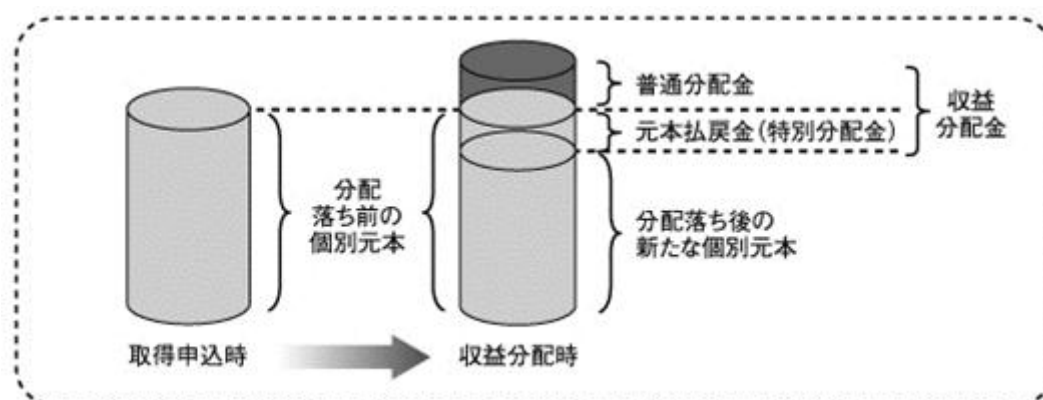
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2021年4月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	887,647,393	99.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,515,889	0.17
合計（純資産総額）		889,163,282	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	112,052,203	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	496,782	0.44
合計（純資産総額）		112,548,985	100.00

<参考情報>

「アムンディ・英国債マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	イギリス	992,817,352	99.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	6,846,976	0.68
合計（純資産総額）		999,664,328	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	3,038,828	0.30

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・英国債マザーファンド	961,281,561	0.9108	875,535,246	0.9234	887,647,393	99.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・英国債マザーファンド	121,347,416	0.9108	110,523,226	0.9234	112,052,203	99.55

種類別投資比率

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.82
合計		99.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.55
合計		99.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・英国債マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	国債証券	UKT 1.75 09/07/22	1,171,000	15,556.64	182,168,266	15,546.00	182,043,712	1.75	2022/09/07	18.21
2	イギリス	国債証券	UKT 0.75 07/22/23	1,175,000	15,398.61	180,933,702	15,383.41	180,755,161	0.75	2023/07/22	18.08
3	イギリス	国債証券	UKT 4 03/07/22	1,074,000	15,719.22	168,824,503	15,710.11	168,726,586	4	2022/03/07	16.87
4	イギリス	国債証券	UKT 2.25 09/07/23	1,050,000	15,988.17	167,875,879	15,968.42	167,668,467	2.25	2023/09/07	16.77
5	イギリス	国債証券	UKT 0.5 07/22/22	1,000,000	15,289.20	152,892,090	15,283.13	152,831,310	0.5	2022/07/22	15.28
6	イギリス	国債証券	UKT 8 06/07/21	461,533	15,333.27	70,768,121	15,321.11	70,712,017	8	2021/06/07	7.07
7	イギリス	国債証券	UKT 1 04/22/24	450,000	15,599.18	70,196,341	15,573.35	70,080,099	1	2024/04/22	7.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	99.31
合計		99.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	英ポンド売/円買	売建	20,000.00	3,025,840	3,038,828	0.30

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2021年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（2014年10月27日）	5,025,998	5,025,998	1.0052	1.0052
第2特定期間末（2015年 4月27日）	3,413,633,999	3,430,188,257	1.0310	1.0360
第3特定期間末（2015年10月26日）	5,331,135,184	5,367,878,540	1.0156	1.0226
第4特定期間末（2016年 4月25日）	5,252,844,107	5,296,510,344	0.8421	0.8491
第5特定期間末（2016年10月25日）	3,141,970,038	3,158,702,463	0.6572	0.6607
第6特定期間末（2017年 4月25日）	2,809,071,129	2,823,101,765	0.7007	0.7042
第7特定期間末（2017年10月25日）	2,568,529,944	2,577,473,922	0.7179	0.7204
第8特定期間末（2018年 4月25日）	2,237,919,641	2,245,779,604	0.7118	0.7143
第9特定期間末（2018年10月25日）	1,808,642,632	1,815,480,882	0.6612	0.6637
第10特定期間末（2019年 4月25日）	1,533,989,073	1,539,909,577	0.6477	0.6502
第11特定期間末（2019年10月25日）	1,244,696,441	1,249,803,617	0.6093	0.6118
第12特定期間末（2020年 4月27日）	1,018,642,149	1,020,428,039	0.5704	0.5714
第13特定期間末（2020年10月26日）	950,940,369	952,591,094	0.5761	0.5771
第14特定期間末（2021年 4月26日）	885,621,586	887,051,942	0.6192	0.6202
2020年 4月末日	1,017,982,527	—	0.5698	—
5月末日	1,013,190,871	—	0.5669	—
6月末日	995,173,375	—	0.5655	—
7月末日	1,015,662,961	—	0.5841	—
8月末日	1,017,636,850	—	0.5965	—
9月末日	966,617,153	—	0.5755	—
10月末日	935,151,477	—	0.5704	—
11月末日	910,209,241	—	0.5821	—
12月末日	899,490,833	—	0.5867	—
2021年 1月末日	898,639,762	—	0.5983	—
2月末日	911,084,152	—	0.6165	—
3月末日	916,589,305	—	0.6303	—
4月末日	889,163,282	—	0.6276	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

期間	純資産総額 (分配前)(円)	純資産総額 (分配後)(円)	1口当たり 純資産額 (分配前)(円)	1口当たり 純資産額 (分配後)(円)
第1期計算期間末（2014年10月27日）	5,025,998	5,025,998	1.0052	1.0052
第2期計算期間末（2015年 4月27日）	362,091,701	362,091,701	1.0394	1.0394
第3期計算期間末（2015年10月26日）	399,325,737	399,701,671	1.0622	1.0632
第4期計算期間末（2016年 4月25日）	370,738,465	370,738,465	0.9215	0.9215
第5期計算期間末（2016年10月25日）	255,117,407	255,117,407	0.7510	0.7510
第6期計算期間末（2017年 4月25日）	265,789,748	265,789,748	0.8244	0.8244
第7期計算期間末（2017年10月25日）	256,868,544	256,868,544	0.8661	0.8661
第8期計算期間末（2018年 4月25日）	243,729,004	243,729,004	0.8765	0.8765
第9期計算期間末（2018年10月25日）	199,204,892	199,204,892	0.8323	0.8323
第10期計算期間末（2019年 4月25日）	147,485,857	147,485,857	0.8340	0.8340
第11期計算期間末（2019年10月25日）	138,807,195	138,807,195	0.8040	0.8040
第12期計算期間末（2020年 4月27日）	122,060,932	122,060,932	0.7659	0.7659
第13期計算期間末（2020年10月26日）	117,471,629	117,471,629	0.7815	0.7815
第14期計算期間末（2021年 4月26日）	110,862,142	110,862,142	0.8483	0.8483
2020年 4月末日	121,946,501	—	0.7652	—
5月末日	121,784,635	—	0.7625	—
6月末日	121,117,182	—	0.7619	—
7月末日	124,794,661	—	0.7883	—
8月末日	125,120,694	—	0.8064	—
9月末日	118,253,390	—	0.7794	—
10月末日	116,299,387	—	0.7738	—
11月末日	117,439,162	—	0.7911	—
12月末日	118,540,586	—	0.7986	—
2021年 1月末日	121,187,350	—	0.8157	—
2月末日	116,399,360	—	0.8420	—
3月末日	117,752,408	—	0.8622	—
4月末日	112,548,985	—	0.8598	—

②【分配の推移】

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	0.0000
第2特定期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	0.0150
第3特定期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	0.0400
第4特定期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	0.0420
第5特定期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	0.0315
第6特定期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	0.0210
第7特定期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	0.0180
第8特定期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	0.0150
第9特定期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	0.0150
第10特定期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	0.0150
第11特定期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	0.0150
第12特定期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	0.0105
第13特定期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	0.0060
第14特定期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	0.0060

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	0.0000
第2期計算期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	0.0000
第3期計算期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	0.0010
第4期計算期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	0.0000
第5期計算期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	0.0000
第6期計算期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	0.0000
第7期計算期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	0.0000
第8期計算期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	0.0000
第9期計算期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	0.0000
第10期計算期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	0.0000
第11期計算期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	0.0000
第12期計算期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	0.0000
第13期計算期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	0.0000
第14期計算期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	0.0000

③【収益率の推移】

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	0.5
第2特定期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	4.1
第3特定期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	2.4
第4特定期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	△12.9
第5特定期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	△18.2
第6特定期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	9.8
第7特定期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	5.0
第8特定期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	1.2
第9特定期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	△5.0
第10特定期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	0.2
第11特定期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	△3.6
第12特定期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	△4.7
第13特定期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	2.1
第14特定期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	8.5

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	0.5
第2期計算期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	3.4
第3期計算期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	2.3
第4期計算期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	△13.2
第5期計算期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	△18.5
第6期計算期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	9.8
第7期計算期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	5.1
第8期計算期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	1.2
第9期計算期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	△5.0
第10期計算期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	0.2
第11期計算期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	△3.6
第12期計算期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	△4.7
第13期計算期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	2.0
第14期計算期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	8.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	5,000,000	—	5,000,000
第2特定期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	3,311,455,845	5,604,148	3,310,851,697
第3特定期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	2,525,264,779	587,065,603	5,249,050,873
第4特定期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	1,536,142,554	547,159,496	6,238,033,931
第5特定期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	149,134,739	1,606,475,687	4,780,692,983
第6特定期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	53,169,402	825,109,149	4,008,753,236
第7特定期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	43,803,564	474,965,559	3,577,591,241
第8特定期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	27,886,731	461,492,494	3,143,985,478
第9特定期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	14,039,977	422,725,415	2,735,300,040
第10特定期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	16,455,732	383,553,774	2,368,201,998
第11特定期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	24,316,665	349,647,917	2,042,870,746
第12特定期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	14,312,147	271,292,293	1,785,890,600
第13特定期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	11,724,897	146,889,738	1,650,725,759
第14特定期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	7,313,516	227,683,065	1,430,356,210

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2014年 7月31日 至 2014年10月27日	5,000,000	—	5,000,000
第2期計算期間	自 2014年10月28日 至 2015年 4月27日	343,858,823	476,237	348,382,586
第3期計算期間	自 2015年 4月28日 至 2015年10月26日	94,252,917	66,701,368	375,934,135
第4期計算期間	自 2015年10月27日 至 2016年 4月25日	48,173,230	21,787,463	402,319,902
第5期計算期間	自 2016年 4月26日 至 2016年10月25日	12,123,874	74,726,405	339,717,371
第6期計算期間	自 2016年10月26日 至 2017年 4月25日	19,358,706	36,681,972	322,394,105
第7期計算期間	自 2017年 4月26日 至 2017年10月25日	8,216,416	34,015,192	296,595,329
第8期計算期間	自 2017年10月26日 至 2018年 4月25日	8,157,176	26,675,375	278,077,130
第9期計算期間	自 2018年 4月26日 至 2018年10月25日	7,038,652	45,782,057	239,333,725
第10期計算期間	自 2018年10月26日 至 2019年 4月25日	4,647,681	67,144,944	176,836,462
第11期計算期間	自 2019年 4月26日 至 2019年10月25日	4,376,340	8,563,779	172,649,023
第12期計算期間	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	9,009,676	22,290,948	159,367,751
第13期計算期間	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	2,500,728	11,554,579	150,313,900
第14期計算期間	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日	3,836,629	23,456,320	130,694,209

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2021年4月末日現在

◎基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 *再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 *グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

◎分配の推移

毎月決算型

決算日	分配金(円)
77期(2020年12月25日)	10
78期(2021年1月25日)	10
79期(2021年2月25日)	10
80期(2021年3月25日)	10
81期(2021年4月26日)	10
直近1年間累計	120
設定来累計	2,500

年2回決算型

決算日	分配金(円)
10期(2019年4月25日)	0
11期(2019年10月25日)	0
12期(2020年4月27日)	0
13期(2020年10月26日)	0
14期(2021年4月26日)	0
設定来累計	10

*分配金は1万口当たり・税引前です。
 *直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

(資産配分)

内訳	比率(%)	
	毎月決算型	年2回決算型
国債	99.62	99.35
物価連動国債	0.00	0.00
現金等	0.38	0.65
合計	100.00	100.00

*比率は各ファンドの純資産総額に対する実質投資割合です。
 *現金等には未払諸費用等を含みます。
 *四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

(ファンドの概要) (アムンディ・英国債マザーファンド)

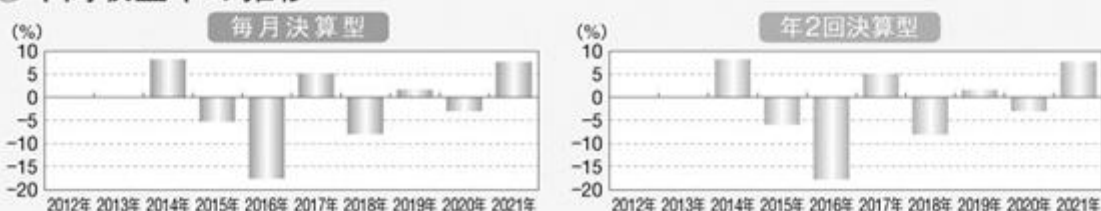
平均最終利回り(%)	0.06
平均直接利回り(%)	2.19
修正デュレーション(年)	1.57
銘柄数	7

(組入上位5銘柄) (アムンディ・英国債マザーファンド)

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UKT 1.75 09/07/22	1.750	2022/9/7	18.26
2	UKT 0.75 07/02/23	0.750	2023/7/22	18.12
3	UKT 4 03/07/22	4.000	2022/3/7	16.97
4	UKT 2.25 09/07/23	2.250	2023/9/7	16.83
5	UKT 0.5 07/22/22	0.500	2022/7/22	15.31

*比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 *ファンドにはベンチマークはありません。
 *2014年は設定日(7月31日)から年末まで、2021年は年初から4月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

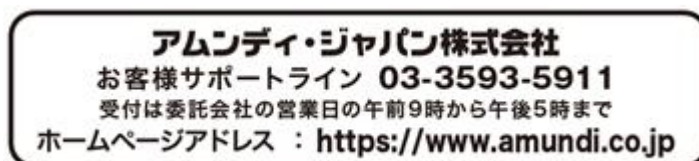
- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合の取得申込みの受付は行いません。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社へお問合せください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 換金の価額は、解約請求の申込を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお換金代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止または取消しされた場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止または取消し以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

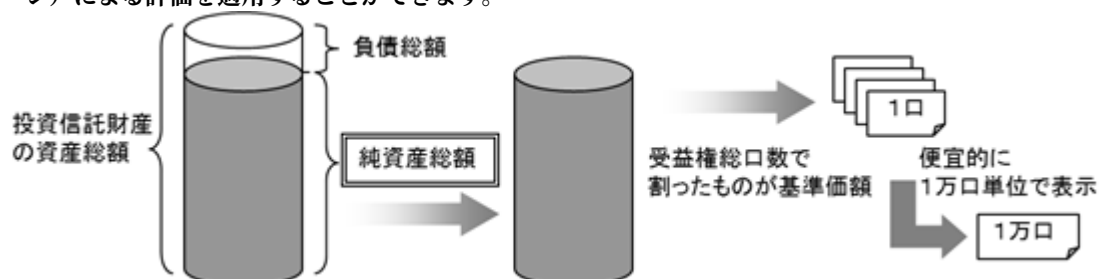
基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ■日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ■金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ■価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

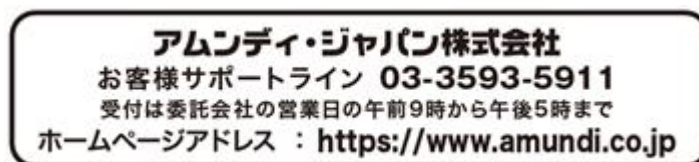
※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。



③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

投資信託契約締結日から2022年10月25日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

＜毎月決算型＞

- ① ファンドの計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期計算期間は、投資信託契約締結日から2014年8月25日までとします。
 - ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

＜年2回決算型＞

- ① ファンドの計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年4月25日とします。ただし、第1期計算期間は、投資信託契約締結日から2014年10月27日までとします。
 - ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

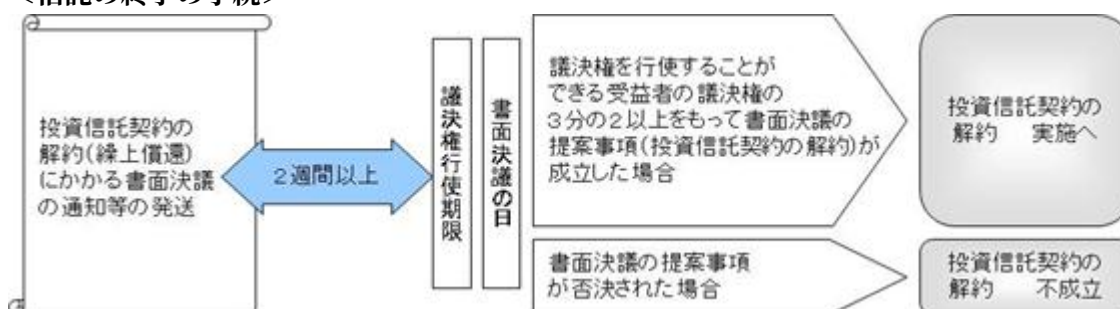
(ロ) 委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、

この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

<信託の終了の手続>



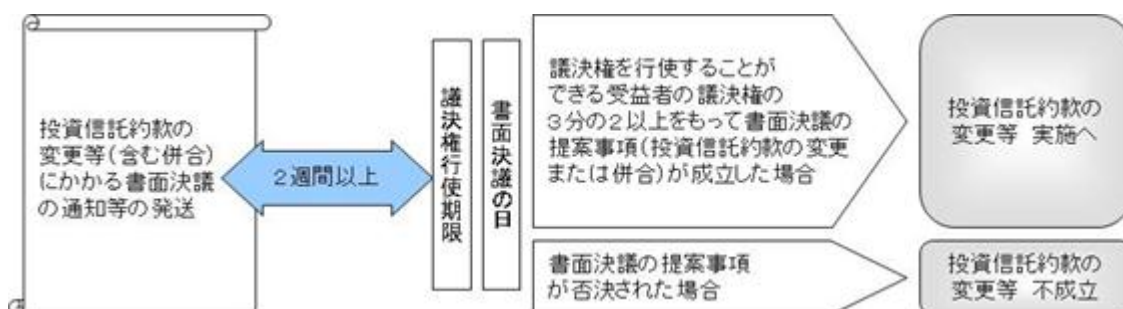
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」（ロ）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ロ) 委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から（ホ）の規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記（イ）から前記（ヘ）にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年4月、10月の計算期間末ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 03-3593-5911
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。投資顧問会社との運用指図の権限の委託に関わる「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記①の信託の終了する日までとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を4月、10月の各計算期間末から3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしす。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしす。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14特定期間(2020年10月27日から2021年4月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間末 (2020年10月26日)	第14特定期間末 (2021年 4月26日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,917,945	1,957,572
親投資信託受益証券	949,478,364	884,178,236
未収入金	2,790,000	5,829,000
流動資産合計	955,186,309	891,964,808
資産合計	955,186,309	891,964,808
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,650,725	1,430,356
未払解約金	1,106,224	3,417,713
未払受託者報酬	44,824	43,625
未払委託者報酬	1,075,729	1,047,049
未払利息	6	5
その他未払費用	368,432	404,474
流動負債合計	4,245,940	6,343,222
負債合計	4,245,940	6,343,222
純資産の部		
元本等		
元本	1,650,725,759	1,430,356,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△699,785,390	△544,734,624
（分配準備積立金）	818,222	128,891
元本等合計	950,940,369	885,621,586
純資産合計	950,940,369	885,621,586
負債純資産合計	955,186,309	891,964,808

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14特定期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	28,545,368	81,831,872
営業収益合計	28,545,368	81,831,872
営業費用		
支払利息	854	775
受託者報酬	274,937	249,724
委託者報酬	6,598,352	5,993,385
その他費用	368,583	404,474
営業費用合計	7,242,726	6,648,358
営業利益又は営業損失（△）	21,302,642	75,183,514
経常利益又は経常損失（△）	21,302,642	75,183,514
当期純利益又は当期純損失（△）	21,302,642	75,183,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,167,349	1,021,074
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△767,248,451	△699,785,390
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,560,321	92,731,273
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,560,321	92,731,273
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,901,987	2,868,530
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,901,987	2,868,530
分配金	10,330,566	8,974,417
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△699,785,390	△544,734,624

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末および当期末が休日のため、2020年10月27日から2021年4月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14特定期間末 (2021年 4月26日)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13特定期間末 (2020年10月26日)	第14特定期間末 (2021年 4月26日)
1. 期首元本額	1,785,890,600円	1,650,725,759円
期中追加設定元本額	11,724,897円	7,313,516円
期中一部解約元本額	146,889,738円	227,683,065円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,650,725,759口	1,430,356,210口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は699,785,390円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は544,734,624円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14特定期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を支払っております。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 (2020年4月28日から2020年5月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額19,128,462円(1万口当たり107円)のうち1,786,649円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	2. 分配金の計算過程 (2020年10月27日から2020年11月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額17,690,251円(1万口当たり112円)のうち1,567,468円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
A 費用控除後の配当等収益額 953,496円	A 費用控除後の配当等収益額 1,733,763円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円

C	収益調整金額	17,643,943円
D	分配準備積立金額	531,023円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	19,128,462円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,786,649,090口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	107円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,786,649円

(2020年5月26日から2020年6月25日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額19,201,892円
(1万口当たり108円)のうち1,762,857円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	2,090,531円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	17,056,922円
D	分配準備積立金額	54,439円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	19,201,892円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,762,857,903口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	108円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,762,857円

(2020年6月26日から2020年7月27日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額19,508,972円
(1万口当たり111円)のうち1,742,246円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	2,273,007円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	16,858,634円
D	分配準備積立金額	377,331円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	19,508,972円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,742,246,735口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	111円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,742,246円

(2020年7月28日から2020年8月25日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額19,579,395円
(1万口当たり114円)のうち1,709,126円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	2,145,190円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円

C	収益調整金額	15,179,940円
D	分配準備積立金額	776,548円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	17,690,251円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,567,468,475口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	112円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,567,468円

(2020年11月26日から2020年12月25日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額17,168,447円
(1万口当たり111円)のうち1,533,989円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	1,389,646円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,856,603円
D	分配準備積立金額	922,198円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	17,168,447円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,533,989,442口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	111円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,533,989円

(2020年12月26日から2021年1月25日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額16,868,453円
(1万口当たり112円)のうち1,502,235円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	1,557,141円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,550,015円
D	分配準備積立金額	761,297円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	16,868,453円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,502,235,578口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	112円
H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,502,235円

(2021年1月26日から2021年2月25日までの計算期間)

計算期間末における分配対象収益額16,934,127円
(1万口当たり113円)のうち1,486,738円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	1,725,878円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円

C	収益調整金額	16,545,940円	C	収益調整金額	14,400,993円
D	分配準備積立金額	888,265円	D	分配準備積立金額	807,256円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	19,579,395円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	16,934,127円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,709,126,905口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,486,738,676口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	114円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	113円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,709,126円	I	分配金額 (F×H/10,000)	1,486,738円
（2020年8月26日から2020年9月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額18,566,547円（1万口当たり110円）のうち1,678,963円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（2021年2月26日から2021年3月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額15,595,358円（1万口当たり107円）のうち1,453,631円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,009,484円	A	費用控除後の配当等収益額	489,973円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	16,258,008円	C	収益調整金額	14,083,952円
D	分配準備積立金額	1,299,055円	D	分配準備積立金額	1,021,433円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	18,566,547円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	15,595,358円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,678,963,626口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,453,631,058口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	110円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	107円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,678,963円	I	分配金額 (F×H/10,000)	1,453,631円
（2020年9月26日から2020年10月26日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額18,454,313円（1万口当たり111円）のうち1,650,725円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（2021年3月26日から2021年4月26日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額15,132,575円（1万口当たり105円）のうち1,430,356円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,850,297円	A	費用控除後の配当等収益額	1,216,378円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	15,985,366円	C	収益調整金額	13,859,400円
D	分配準備積立金額	618,650円	D	分配準備積立金額	56,797円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	18,454,313円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	15,132,575円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,650,725,759口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	1,430,356,210口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	111円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	105円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額 (F×H/10,000)	1,650,725円	I	分配金額 (F×H/10,000)	1,430,356円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14特定期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13特定期間末 (2020年10月26日)	第14特定期間末 (2021年 4月26日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13特定期間末 (2020年10月26日)	第14特定期間末 (2021年 4月26日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,681,243	4,271,391
合計	13,681,243	4,271,391

（デリバティブ取引等に関する注記）

第13特定期間末（2020年10月26日）

該当事項はありません。

第14特定期間末（2021年4月26日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13特定期間（自 2020年4月28日 至 2020年10月26日）

該当事項はありません。

第14特定期間（自 2020年10月27日 至 2021年4月26日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第13特定期間末 (2020年10月26日)	第14特定期間末 (2021年 4月26日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5761円 (5,761円)	0.6192円 (6,192円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・英国債マザーファンド	970,771,011	884,178,236		
		小計	銘柄数	970,771,011	884,178,236	
			組入時価比率	1 99.8%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計				884,178,236	
合計				884,178,236		

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2020年10月27日から2021年4月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期計算期間末 (2020年10月26日)	第14期計算期間末 (2021年 4月26日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,075,439	1,212,019
親投資信託受益証券	117,431,275	110,523,226
流動資産合計	118,506,714	111,735,245
資産合計	118,506,714	111,735,245
負債の部		
流動負債		
未払解約金	126,004	—
未払受託者報酬	33,404	32,240
未払委託者報酬	801,623	773,787
未払利息	2	3
その他未払費用	74,052	67,073
流動負債合計	1,035,085	873,103
負債合計	1,035,085	873,103
純資産の部		
元本等		
元本	150,313,900	130,694,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,842,271	△19,832,067
（分配準備積立金）	12,886,236	12,015,804
元本等合計	117,471,629	110,862,142
純資産合計	117,471,629	110,862,142
負債純資産合計	118,506,714	111,735,245

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期計算期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14期計算期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,564,430	10,695,951
営業収益合計	3,564,430	10,695,951
営業費用		
支払利息	185	201
受託者報酬	33,404	32,240
委託者報酬	801,623	773,787
その他費用	74,109	67,073
営業費用合計	909,321	873,301
営業利益又は営業損失（△）	2,655,109	9,822,650
経常利益又は経常損失（△）	2,655,109	9,822,650
当期純利益又は当期純損失（△）	2,655,109	9,822,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	338,125	1,258,794
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△37,306,819	△32,842,271
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,703,933	5,112,812
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,703,933	5,112,812
剰余金減少額又は欠損金増加額	556,369	666,464
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	556,369	666,464
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△32,842,271	△19,832,067

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末および当期末が休日のため、2020年10月27日から2021年4月26日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期計算期間末 (2021年 4月 26日)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期計算期間末 (2020年10月26日)	第14期計算期間末 (2021年 4月26日)
1. 期首元本額	159,367,751円	150,313,900円
期中追加設定元本額	2,500,728円	3,836,629円
期中一部解約元本額	11,554,579円	23,456,320円
2. 計算期間末日における受益権の総数	150,313,900口	130,694,209口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,842,271円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,832,067円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期計算期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14期計算期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を支払っております。 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は17,145,840円（1万口当たり1,140円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 1,131,259円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 4,259,604円 D 分配準備積立金額 11,754,977円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 17,145,840円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 150,313,900口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,140円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額 (F×H/10,000) 0円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は16,022,811円（1万口当たり1,225円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 1,110,049円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 4,007,007円 D 分配準備積立金額 10,905,755円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 16,022,811円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 130,694,209口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 1,225円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額 (F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期計算期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	第14期計算期間 自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。 また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期計算期間末 (2020年10月26日)	第14期計算期間末 (2021年 4月26日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期計算期間末 (2020年10月26日)	第14期計算期間末 (2021年 4月26日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,214,976	9,452,963
合計	3,214,976	9,452,963

（デリバティブ取引等に関する注記）

第13期計算期間末（2020年10月26日）

該当事項はありません。

第14期計算期間末（2021年4月26日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期計算期間（自 2020年4月28日 至 2020年10月26日）

該当事項はありません。

第14期計算期間（自 2020年10月27日 至 2021年4月26日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第13期計算期間末 (2020年10月26日)	第14期計算期間末 (2021年 4月26日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7815円 (7,815円)	0.8483円 (8,483円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・英国債マザーファンド	121,347,416	110,523,226		
		小計	銘柄数	1	110,523,226	
			組入時価比率	99.7%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			110,523,226		
	合計			110,523,226		

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・英国債マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・英国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2020年10月26日)	(2021年 4月26日)
資産の部		
流動資産		
預金	33,517,856	11,802,841
コール・ローン	4,798,330	1,713,639
国債証券	1,024,970,324	979,533,842
未収入金	—	3,043,612
未収利息	6,394,362	4,453,669
前払費用	17,130	—
流動資産合計	1,069,698,002	1,000,547,603
資産合計	1,069,698,002	1,000,547,603
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	9,412
未払解約金	2,790,000	5,829,000
未払利息	11	4
その他未払費用	—	5,940
流動負債合計	2,790,011	5,844,356
負債合計	2,790,011	5,844,356
純資産の部		
元本等		
元本	1,281,111,480	1,092,118,427
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△214,203,489	△97,415,180
元本等合計	1,066,907,991	994,703,247
純資産合計	1,066,907,991	994,703,247
負債純資産合計	1,069,698,002	1,000,547,603

（２）注記表**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(2021年 4月26日)
本報告書開示対象ファンドの当特定期間および当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当特定期間および当計算期間の翌特定期間および翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2020年10月26日）	（2021年 4月26日）
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,405,900,311円	1,281,111,480円
同期中における追加設定元本額	3,532,286円	805,308円
同期中における一部解約元本額	128,321,117円	189,798,361円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）	1,140,103,704円	970,771,011円
アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）	141,007,776円	121,347,416円
合計	1,281,111,480円	1,092,118,427円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	1,281,111,480口	1,092,118,427口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は214,203,489円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は97,415,180円であります。

（金融商品に関する注記）

I.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日	自 2020年10月27日 至 2021年 4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年10月26日)	(2021年 4月26日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）II. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2020年10月26日)	(2021年 4月26日)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△7,909,251	△12,873,721
合計	△7,909,251	△12,873,721

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2020年4月28日から2020年10月26日及び2020年10月27日から2021年4月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

（2020年10月26日）

該当事項はありません。

（2021年4月26日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 英ポンド	5,497,880	—	5,507,292	△9,412
	合計	5,497,880	—	5,507,292	△9,412

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 2020年4月28日 至 2020年10月26日）

該当事項はありません。

（自 2020年10月27日 至 2021年4月26日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（2020年10月26日）	（2021年 4月26日）
1口当たり純資産額	0.8328円	0.9108円
（1万口当たり純資産額）	（8,328円）	（9,108円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
国債証券	英ポンド	UKT 0.5 07/22/22	1,000,000	1,006,200.00	
		UKT 0.75 07/22/23	1,175,000	1,190,745.00	
		UKT 1 04/22/24	450,000	461,970.00	
		UKT 1.75 09/07/22	1,171,000	1,198,869.80	
		UKT 2.25 09/07/23	1,050,000	1,104,810.00	
		UKT 4 03/07/22	1,074,000	1,111,053.00	
		UKT 8 06/07/21	461,533	465,732.95	
		小計	銘柄数 組入時価比率	6,381,533 7 98.5%	6,539,380.75 (979,533,842) 100.0%
	国債証券 合計			979,533,842 (979,533,842)	
合計			979,533,842 (979,533,842)		

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

「アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）」

2021年4月末日現在

I 資産総額	898,064,799円
II 負債総額	8,901,517円
III 純資産総額（I－II）	889,163,282円
IV 発行済口数	1,416,741,756口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6276円
（1万口当たり純資産額）	（6,276円）

「アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）」

2021年4月末日現在

I 資産総額	112,592,728円
II 負債総額	43,743円
III 純資産総額（I－II）	112,548,985円
IV 発行済口数	130,901,228口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8598円
（1万口当たり純資産額）	（8,598円）

<参考情報>

「アムンディ・英国債マザーファンド」

2021年4月末日現在

I 資産総額	1,011,377,187円
II 負債総額	11,712,859円
III 純資産総額（I－II）	999,664,328円
IV 発行済口数	1,082,628,977口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9234円
（1万口当たり純資産額）	（9,234円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

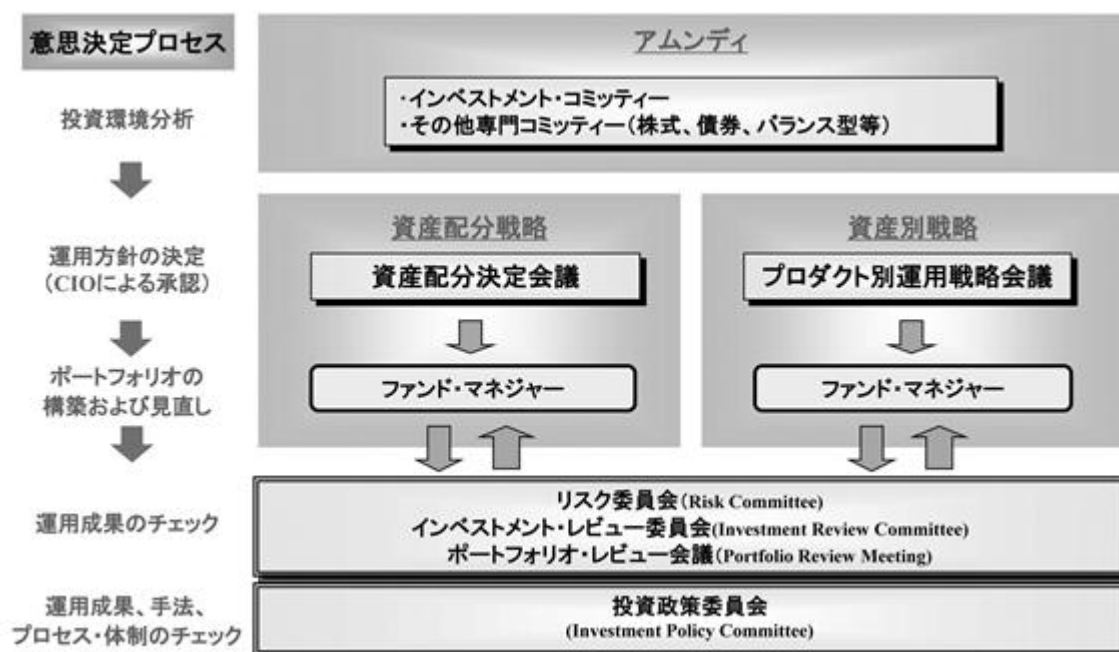
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2021年4月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	45,823
追加型株式投資信託	129	1,541,662
合計	141	1,587,485

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 39 期		第 40 期	
	(2019年 12月 31日)		(2020年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		11,884,237		9,567,392
前払費用		61,331		63,107
未収入金		23,962		6,730
未収委託者報酬		3,054,280		1,708,135
未収運用受託報酬		904,894		1,058,258
未収投資助言報酬		1,826		4,299
未収収益	*1	599,693	*1	546,769
未収消費税等		-		26,272
立替金		66,833		65,332
その他		5,692		495
流動資産合計		16,602,747		13,046,788
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	73,689	*2	115,186
器具備品(純額)	*2	65,606	*2	59,440
有形固定資産合計		139,295		174,626
無形固定資産				
ソフトウェア		35,884		21,377
商標権		515		195
無形固定資産合計		36,399		21,572
投資その他の資産				
金銭の信託		12,436		1,080
投資有価証券		112,329		3,610
関係会社株式		80,353		75,727
長期差入保証金		208,924		229,967
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		306,354		267,232
投資その他の資産合計		720,457		577,676
固定資産合計		896,151		773,873
資産合計		17,498,898		13,820,661

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	98,933	95,256
未払償還金	686	686
未払手数料	1,508,031	872,428
関係会社未払金	322,769	-
その他未払金	*1 260,957	*1 137,444
未払費用	270,819	529,070
未払法人税等	41,981	103,911
未払消費税等	33,077	-
賞与引当金	695,889	621,741
役員賞与引当金	270,209	242,398
流動負債合計	3,503,352	2,602,936
固定負債		
退職給付引当金	83,903	152,900
賞与引当金	62,221	29,777
役員賞与引当金	122,154	50,744
資産除去債務	62,686	109,076
固定負債合計	330,965	342,497
負債合計	3,834,317	2,945,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	-
資本剰余金合計	2,618,835	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	9,729,098	8,488,458
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,129,098	6,888,458
利益剰余金合計	9,839,191	8,598,551
株主資本合計	13,658,026	10,874,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,555	409
評価・換算差額等合計	6,555	409
純資産合計	13,664,581	10,875,228
負債純資産合計	17,498,898	13,820,661

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)	第 40 期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,972,771	7,769,022
運用受託報酬	1,698,399	2,030,479
投資助言報酬	3,261	4,796
その他営業収益	1,604,713	1,436,608
営業収益合計	15,279,144	11,240,905
営業費用		
支払手数料	6,945,094	4,562,241
広告宣伝費	60,929	38,412
調査費	704,653	634,187
委託調査費	839,708	447,431
委託計算費	18,685	16,572
通信費	18,343	22,093
印刷費	82,708	76,518
協会費	27,840	22,421
営業費用合計	8,697,961	5,819,875
一般管理費		
役員報酬	197,670	202,852
給料・手当	2,288,550	2,267,417
賞与	5,256	961
役員賞与	27,960	6,621
役員退職金	-	8,975
交際費	13,910	3,424
旅費交通費	69,227	17,456
租税公課	97,199	70,926
不動産賃借料	189,518	196,250
賞与引当金繰入	717,005	565,563
役員賞与引当金繰入	262,793	116,318
退職給付費用	179,615	220,031
固定資産減価償却費	56,080	55,465
商標権償却	320	320
福利厚生費	305,849	298,625
諸経費	658,576	237,551
一般管理費合計	5,069,528	4,268,756
営業利益	1,511,654	1,152,274
営業外収益		
有価証券利息	19	4
有価証券売却益	1,039	2,857
役員賞与引当金戻入額	7,858	38,270
賞与引当金戻入額	74,090	32,830
受取利息	277	43
雑収入	10,367	5,691
営業外収益合計	93,650	79,696
営業外費用		
有価証券売却損	10,357	1,606
関係会社株式評価損	4,207	4,626
支払利息	-	4,093
為替差損	59,789	41,265
雑損失	2,533	750
営業外費用合計	76,885	52,340
経常利益	1,528,419	1,179,629
税引前当期純利益	1,528,419	1,179,629
法人税、住民税及び事業税	569,085	338,346
法人税等調整額	9,770	41,835

法人税等合計	578,855	380,181
当期純利益	949,564	799,448

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			△10,005,529	△10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			△1,542,567	△1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当期変動額						
剰余金の配当			△2,400,000	△2,400,000		△2,400,000
合併による増加			2,278,310	2,278,310	△11,923,928	△1,182,655
自己株式の処分			△1,918,399	△1,918,399	11,923,928	
当期純利益			799,448	799,448		799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			△1,240,640	△1,240,640		△2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551		10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剰余金の配当			△2,400,000
合併による増加			△1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,146	△6,146	△6,146
当期変動額合計	△6,146	△6,146	△2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～18年
----	--------

器具備品	2年～15年
------	--------

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(3)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(4)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
未収収益	329,758 千円	327,547 千円
その他未払金	115,320 千円	41,315 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
建物	111,313 千円	129,253 千円
器具備品	227,570 千円	240,634 千円

(損益計算書関係)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注) 普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	—
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	—
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	—
(4) 未収収益	599,693	599,693	—
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	112,329	112,329	—
資産計	16,567,869	16,567,869	—
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	—
負債計	1,508,031	1,508,031	—

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	—
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	—
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	—
(4) 未収収益	546,769	546,769	—
資産計	12,880,553	12,880,553	—
(1) 未払手数料	872,428	872,428	—
負債計	872,428	872,428	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託及び(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第39期(2019年12月31日)	第40期(2020年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	80,353	75,727

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収収益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	-
投資信託	105,468	1,857	1,606

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	55,750	83,903
退職給付費用	141,335	182,351
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	△113,182	△113,355
退職給付引当金の期末残高	83,903	152,900

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	774,860	810,879
年金資産	696,922	670,965
	77,938	139,914
非積立型制度の退職給付債務	5,966	12,986
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900
退職給付に係る負債	83,903	152,900
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 141,335千円 当事業年度 182,351千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度38,280千円、当事業年度37,680千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	72,014 千円	70,819 千円
繰延資産償却額	4,895 千円	- 千円
未払事業税	11,331 千円	4,393 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	246,218 千円	202,056 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	17,307 千円	19,909 千円
減価償却資産	4,283 千円	3,848 千円
資産除去債務	19,194 千円	19,554 千円
未払事業所税	1,433 千円	2,858 千円
その他	10,453 千円	12,281 千円
繰延税金資産小計	387,128 千円	335,719 千円
評価性引当額	△ 75,184 千円	△ 59,859 千円
繰延税金資産合計	311,944 千円	275,860 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	- 千円	△ 4,718 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	△ 2,697 千円	△ 3,730 千円
固定資産計上額		
その他有価証券評価差額金	△ 2,893 千円	△ 181 千円
繰延税金負債合計	△ 5,590 千円	△ 8,629 千円
繰延税金資産の純額	306,354 千円	267,232 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.53%	4.22%
評価性引当金額	2.00%	△1.30%
過年度法人税等	0.57%	△0.59%
住民税均等割等	0.25%	0.19%
その他	0.90%	△0.91%
税効果会計適用後の法人税などの負担率	37.87%	32.23%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付
けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅
会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していま
したが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたため
あります。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離
等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引と
して処理する予定です。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付
けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
期首残高	61,573 千円	62,686 千円
見積りの変更による増加額	- 千円	45,217 千円
時の経過による調整額	1,112 千円	1,173 千円
期末残高	62,686 千円	109,076 千円

4. 事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）及び第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用報酬	290,679
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の支払など *2	146,561	その他未払金	41,315

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用受託報酬	144,020
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービスズ	フランス パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの委託等	ITサービスの提供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
1株当たり純資産額	5,693.58 円	4,531.35 円
1株当たり当期純利益金額	395.65 円	333.10 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）	第40期 （自2020年 1月 1日 至2020年12月31日）
当期純利益（千円）	949,564	799,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	949,564	799,448
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社関西みらい銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社北海道銀行
- ・資本金の額 93,524百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社北陸銀行
- ・資本金の額 140,409百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 48,323百万円（2020年3月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 アムンディ・アセットマネジメント
- ・資本金の額 1,086,262,605ユーロ（2020年12月末日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2020年7月27日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

マザーファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、投資信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディ・アセットマネジメントは、委託会社の株式を100%保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末にファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 03-3593-5911
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項

付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）の2020年10月27日から2021年4月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・英国債ファンド（毎月決算型）の2021年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）の2020年10月27日から2021年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・英国債ファンド（年2回決算型）の2021年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。